

# 運輸安全マネジメント評価

## 政策の効果等

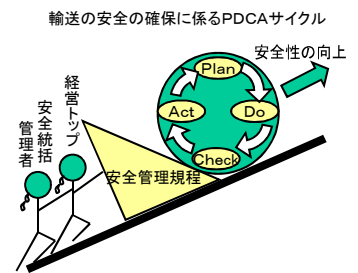
### 評価対象・目的

国土交通省では、平成17年に起きた運輸事業における事故・トラブルを契機とした「運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第19号。平成18年3月31日公布）に基づき、陸・海・空の輸送モード横断的に事業者自らがトップから現場まで一丸となった安全管理体制を構築・改善し、その取組状況を国が評価する「運輸安全マネジメント評価」を平成18年10月より実施しているところ。

今年度、本法施行から4年余りが経過することを機に、「運輸安全マネジメント評価」を受けた事業者の安全管理体制の構築・改善状況について評価を行う政策レビューを実施し、「運輸安全マネジメント評価」の質の向上等へと繋げていくものである。

### 対象政策の概要

運輸事業者に安全管理規程の作成及び安全統括管理者の選任を義務付けるなど、安全管理体制の構築を求めている。そして、運輸事業者自らが経営トップのコミットメントの下、安全管理体制の構築を目指し、本制度の意義・内容を十分に理解し、さらに輸送の安全性の向上について高い意識を持って積極的に安全管理体制の更なる向上に向けた取組を行うこと、また、構築された安全管理体制を運輸事業者自らが内部監査等の手法によりチェックを行い、運輸事業者内部に安全風土・安全文化が構築され、安全管理体制のスパイラルアップが図られ、改善されていくことを目的としている。



### 対象政策の実施状況

#### ○「運輸安全マネジメント評価」対象事業者数（平成22年4月 5, 307社）

	鉄道	自動車	海運	航空	計
本省対象事業者 (大手事業者)	32	44	36	24	136
地方局等対象事業者 (大手以外の事業者)	749	269	4, 153	—	5, 171
計	781	313	4, 189	24	5, 307

#### ○「運輸安全マネジメント評価」実施回数

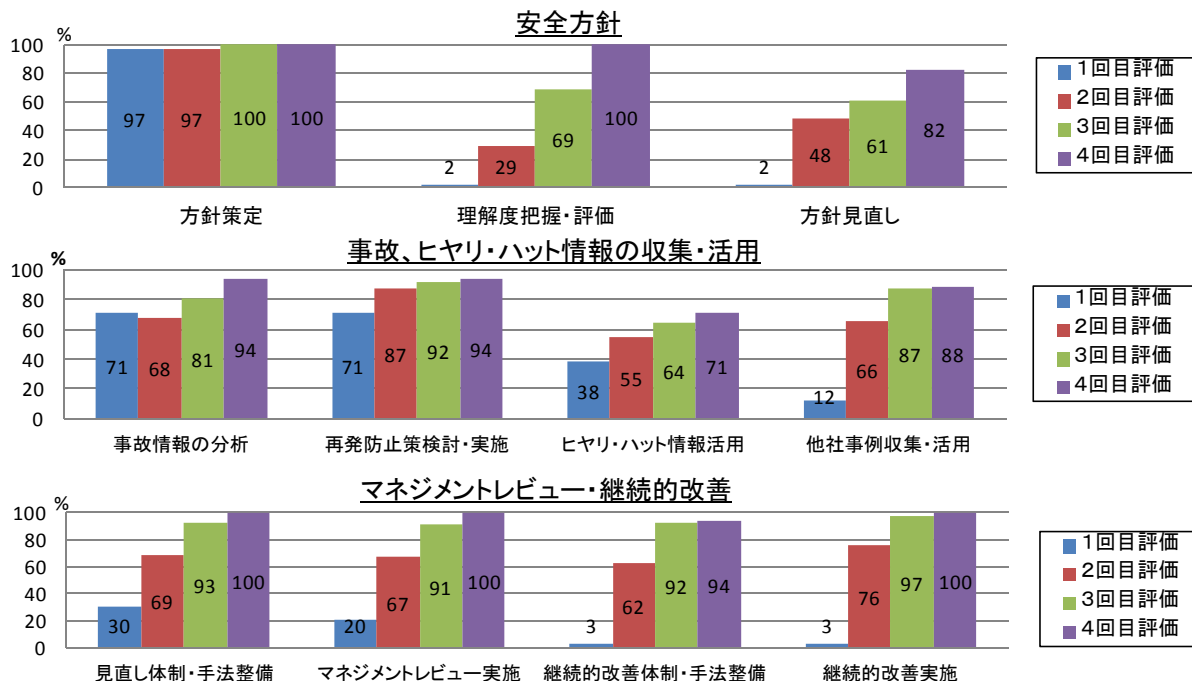
(平成18年10月～平成22年8月末 計2, 882回実施)

	鉄道	自動車	海運	航空	計
本省実施回数 (大手事業者)	155	143	94	69	461
地方局等実施回数 (大手以外の事業者)	443	307	1, 671	—	2, 421
計	598	450	1, 765	69	2, 882

## 評価結果の概要

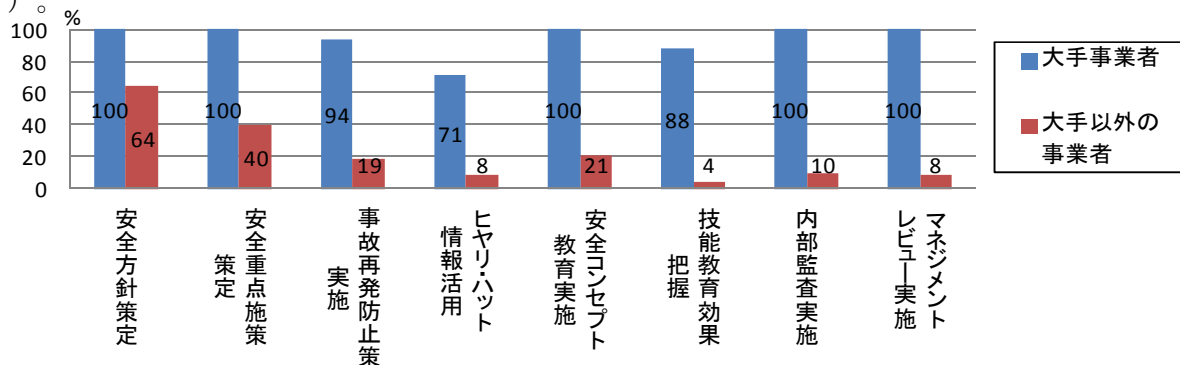
### 1. 評価を受けた回数別の運輸安全取組実施の傾向・特徴(大手事業者)

運輸安全マネジメント評価の回数を重ねるごとに、全ての項目について実施率が上昇しており、安全管理のための仕組みが段階的に構築・運用・改善されてきていることが見て取れる。



### 2. 大手以外の事業者における運輸安全取組実施の傾向・特徴

大手以外の事業者は、大手事業者に比べて全般的に運輸安全取組の実施率が低いことが見て取れる（なお、大手以外の事業者の約半数は、未だ複数回の運輸安全マネジメント評価を受けていない。）。



### 3. 「運輸安全マネジメント評価」の導入効果に関するアンケート

運輸事業者の意識アンケート結果からは、運輸事業者は、運輸安全マネジメント評価によってより安全を意識するようになるとともに、評価は安全確保のために有効と捉えていることが見て取れる。なお、本アンケートは、運輸事業者986社に対し、外部コンサルタント会社が実施したものである。

#### 安全に対する意識の変化

十分に意識するようになった	61.9%
概ね意識するようになった	31.5%
どちらともいえない	3.0%
あまり意識はかわらない	1.8%
ほとんど意識は変わらない	0.6%

#### 「運輸安全マネジメント評価」の有効性

非常に有効である	54.0%
やや有効である	39.1%
どちらともいえない	6.8%
あまり役に立たない	0.0%
ほとんど役に立たない	0.0%

主な課題	主な対応策
◆ 全般的な方向性	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●さらなる安全管理体制の構築・改善に向けて、運輸安全マネジメント制度の一層の浸透・定着が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「運輸安全マネジメント評価」の重点化等の施策ツールを総動員した運輸事業者の支援</li> <li>●適切な「運輸安全マネジメント評価」を行う体制の充実・整備のため、評価担当職員の力量の充実・強化</li> <li>●関係部局等との連携を強化し、「運輸安全マネジメント評価」を計画的に実施するとともに、評価と保安監査を運輸安全政策における車の両輪として有機的に機能</li> </ul>
◆ 事業規模に応じた方向性	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●運輸安全取組が進んでいる大手事業者において、更なるレベルアップを図るため、より効果的な評価の実施が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●運輸事業者の特徴や性質を踏まえた「運輸安全マネジメント評価」の実施</li> <li>●安全管理の取組が進んでいる運輸事業者については、「運輸安全マネジメント評価」の実施間隔の延長</li> <li>●現場において確認した安全方針の浸透状況、社内コミュニケーションの状況等を参考にした経営管理部門に対するインタビューの実施</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●運輸安全取組が遅れている大手以外の事業者において、取組の実施率の向上が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「運輸安全マネジメント評価」を未実施の事業者に対して、計画的に評価を実施</li> <li>●事業規模・実態に鑑み、小規模事業者用ガイドラインを活用した、より実効的な「運輸安全マネジメント評価」を実施</li> </ul>